

方法 I - 1 給付水準維持方式

現行の給付水準を維持し、5年ごとの財政再計算の際に、少子化等の社会経済情勢の変動に対応して、保険料水準の見直しを行う

《試算結果(基準ケース)》

- 基準ケースでは、現行の給付水準を維持するためには、最終保険料(率)は、厚生年金について 23.1%、国民年金について20,500円(平成11年度価格)とすることが必要。

	厚生年金の最終保険料率 (総報酬ベース)	国民年金の最終保険料 (平成11年度価格)
平成11年財政再計算	19.8% (100)	18,500円 (100)
新人口対応試算 (H14.5)(中位推計)	22.4% (113)	21,600円 (117)
今回の試算の 基準ケース	23.1% (117)	20,500円 (111)

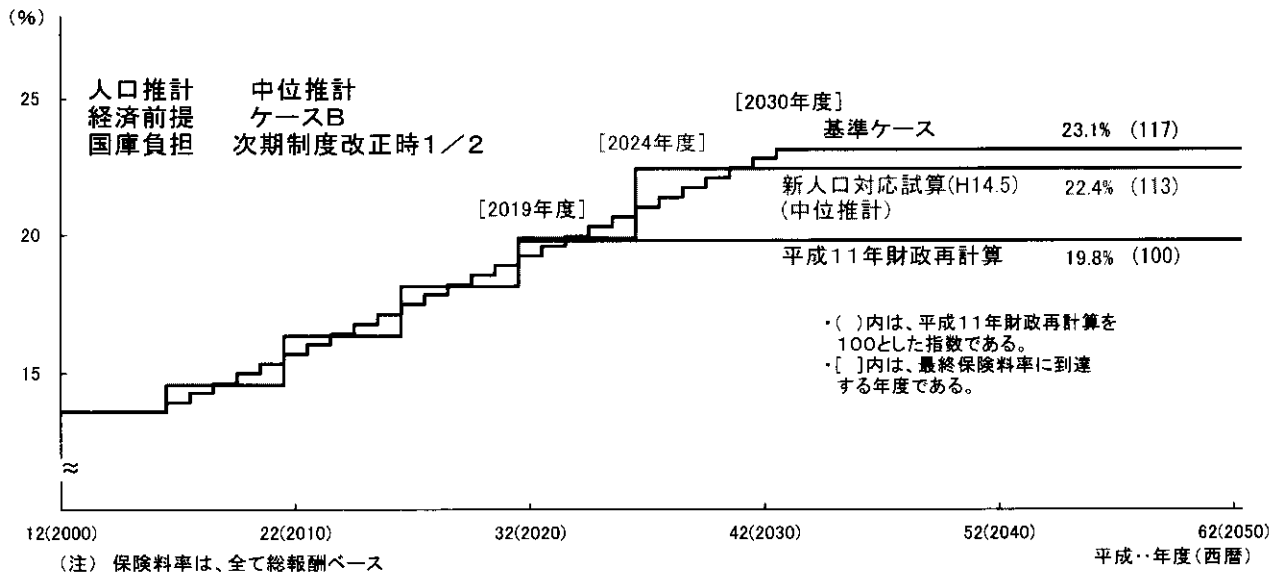
注1: ()内は、平成11年財政再計算を100とした指数である。

注2: 基準ケースと新人口対応試算が異なるのは、経済前提、国庫負担割合引上げ時の保険料(率)の取扱い、保険料(率)の引上げ計画等が異なるためである。

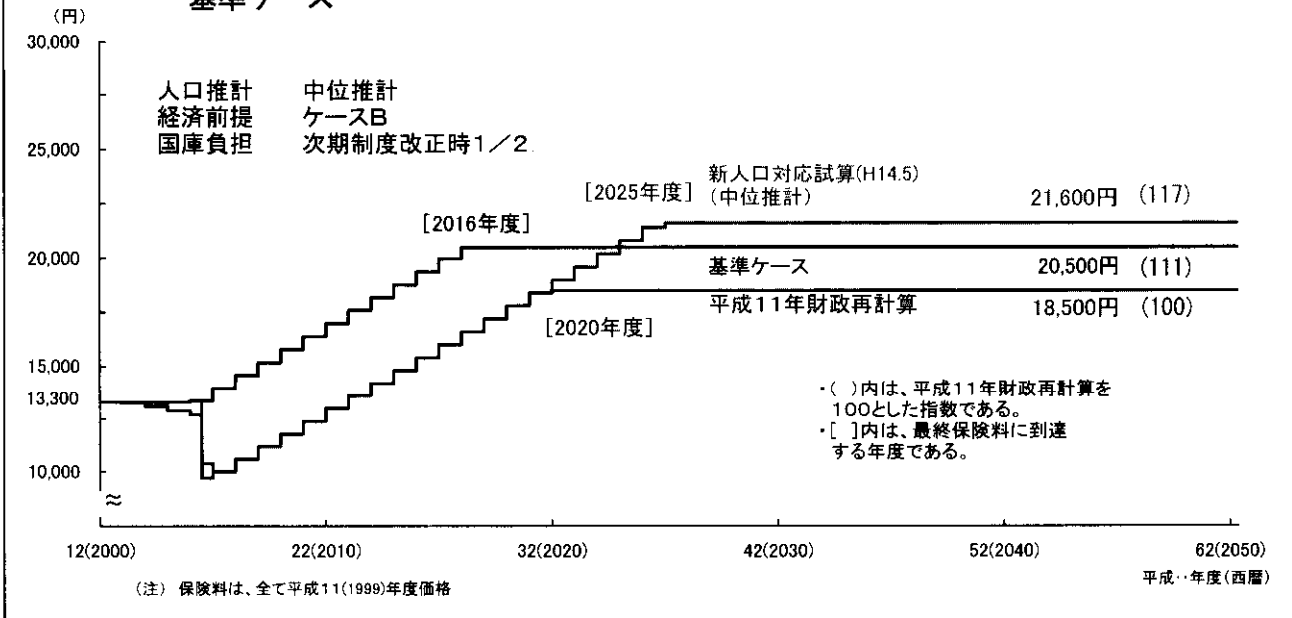
注3: 現在の保険料(率)は、厚生年金が13.58%(総報酬ベース)、国民年金が月額13,300円。

注4: 国庫負担割合を1/2に引き上げるためには、基礎年金全体で引上げ分として、平成16年度2.7兆円(平成11年度価格。その後所要財源は増加。)の税財源の確保が必要となる。

厚生年金の段階保険料率
－ 基準ケース －



国民年金の段階保険料
－ 基準ケース －



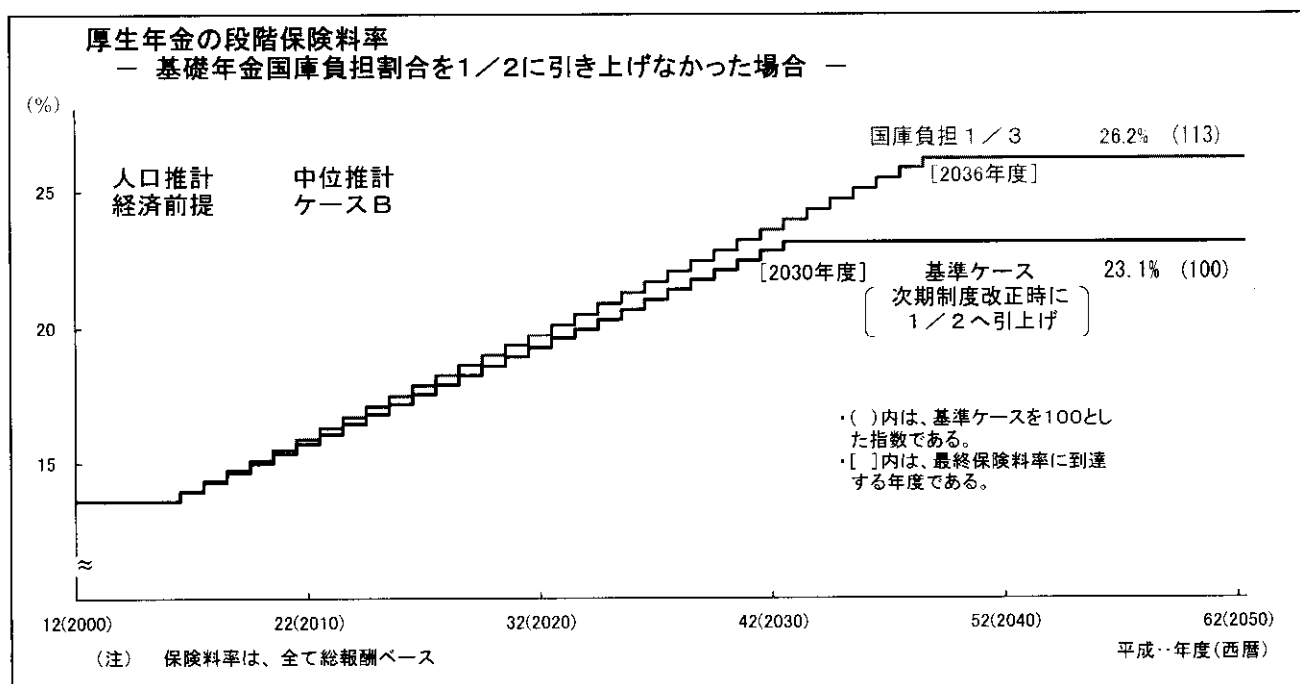
《基礎年金国庫負担割合を1/2に引き上げなかった場合》

- 基準ケース(国庫負担割合1/2)の最終保険料(率)を100とした場合、基礎年金国庫負担割合を1/3にとどめると、厚生年金の最終保険料率は113、国民年金の最終保険料は143と上昇する。
- 基礎年金国庫負担割合の1/2への引上げの効果は、厚生年金より国民年金の保険料の方が大きい。これは、厚生年金は2階部分があるため、基礎年金国庫負担の全体の給付に占める比率は、国民年金の方が大きいためである。

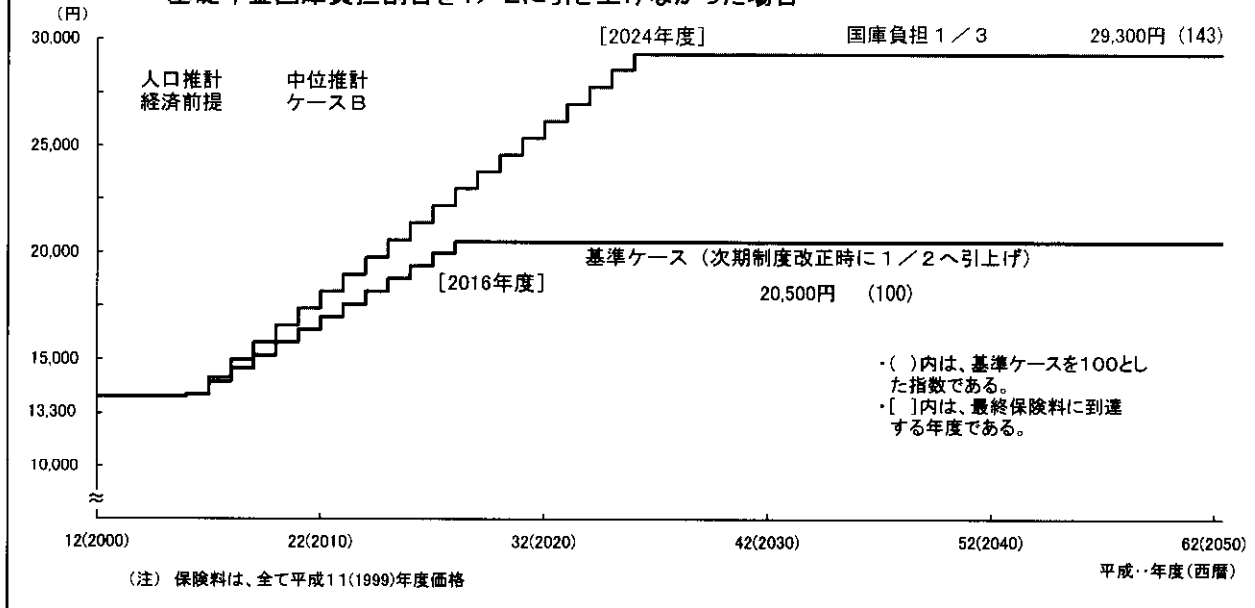
	厚生年金の最終保険料率 (総報酬ベース)	国民年金の最終保険料 (平成11年度価格)
国庫負担割合1/2 (基準ケース)	23.1% (100)	20,500円 (100)
国庫負担割合1/3	26.2% (113)	29,300円 (143)

注1: ()内は、次期制度改正時に国庫負担割合を1/2に引き上げた場合(基準ケース)を100とした指数である。

注2: 現在の保険料(率)は、厚生年金が13.58%(総報酬ベース)、国民年金が月額13,300円。



国民年金の段階保険料
 - 基礎年金国庫負担割合を1/2に引き上げなかった場合 -



基礎年金国庫負担割合の引上げ方法	
1/2 (基準ケース)	次期制度改正時に、安定した財源を確保し、基礎年金国庫負担割合を1/2に引上げ
1/3	基礎年金国庫負担割合1/3

方法Ⅰ－２ 給付と負担の双方見直し方式

将来の保険料水準が過重なものとならないように、5年ごとの財政再計算の際に、少子化等の社会経済情勢の変動に対応して、保険料水準とともに、現行の給付の内容や水準の見直しを行う

- この方式の場合には、給付と負担の双方について総合的に検討して設定することとなるが、給付内容の見直しについては、支給開始年齢の見直し、基礎年金水準の見直しや厚生年金の給付乗率の見直し、年金改定率(スライド率)の変更等の方法を組み合わせることが考えられる。

方法Ⅱ 保険料固定方式

最終的な保険料水準を法定し、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを制度に組み込む

《考え方》

マクロ経済スライドによる給付水準の調整

- 年金制度を支える力である社会全体の所得や賃金の変動に応じて給付が調整されるように、年金改定率(スライド率)が自動的に設定される仕組みとする。
- 具体的には、少子化等の社会経済全体(マクロ)の変動の実績(または将来見通し)を、一人当たり賃金や物価の上昇を年金改定率(スライド率)としている現行の年金給付の改定方法に反映させることにより、時間をかけて緩やかに給付水準を調整する(マクロ経済スライド)。例えば、以下の実績数値(または将来見通しを平均化した傾向)を反映させる。
 - ① 労働力人口や被保険者数の変動率
 - ② GDP(国内総生産)、国民所得、被用者年金の報酬総額等、マクロの経済成長率の変動
- 少子化等の社会経済情勢が好転すれば、給付水準は改善される仕組みである。

マクロ経済スライドを適用する特例期間(給付水準調整期間)の設定

- 固定した最終的な保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの期間、年金改定率(スライド率)についてマクロ経済スライドを適用する特例期間(給付水準調整期間)を設ける。特例期間中、給付水準は時間をかけて緩やかに調整される。
- 特例期間は、固定した最終的な保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立った時点で終了する。その後は一人当たり賃金や物価の上昇を年金改定率(スライド率)としている現行の年金給付の改定方法に復帰する。

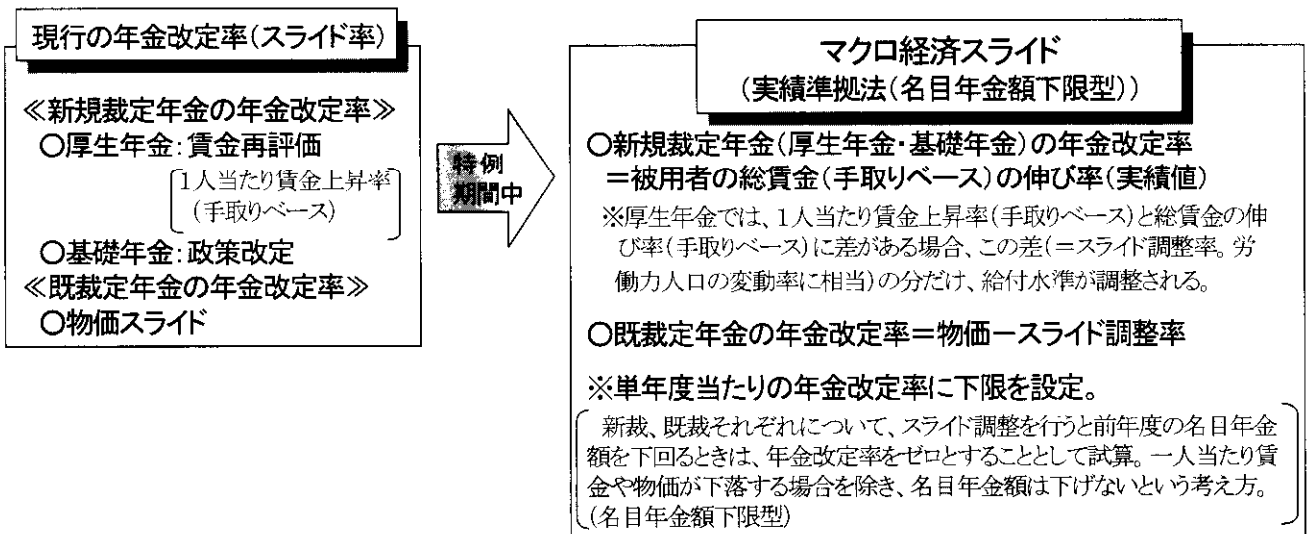
《試算における給付水準調整の具体的な仕組み(実績準拠法)について》

実績準拠法:被用者の総賃金(手取りベース)の伸びの実績により調整

- 試算では、マクロ経済スライドを適用する特例期間中、新規裁定者の年金改定率(スライド率)、すなわち厚生年金の賃金再評価及び基礎年金の政策改定を、被用者の総賃金(手取りベース)の伸びの実績により行うこととした。また、基礎年金部分と報酬比例年金部分は同じペースで給付水準が調整されることとした。
- 厚生年金では、一人当たり賃金(手取りベース)の伸び率の実績と総賃金(手取りベース)の伸び率の実績に差がある場合、この差の分だけ給付水準が調整される。なお、この差(=スライド調整率)は、労働力人口の変動率に相当する。
- 既裁定年金の改定率(スライド率)は、物価上昇率からスライド調整率を控除した率とした。ただし、既裁定年金が、その時点の新規裁定年金の8割を下回る水準となるときは、当該既裁定年金に関する改定率(スライド率)は、以後、新規裁定年金と同じ率を適用することとした。

名目年金額下限型

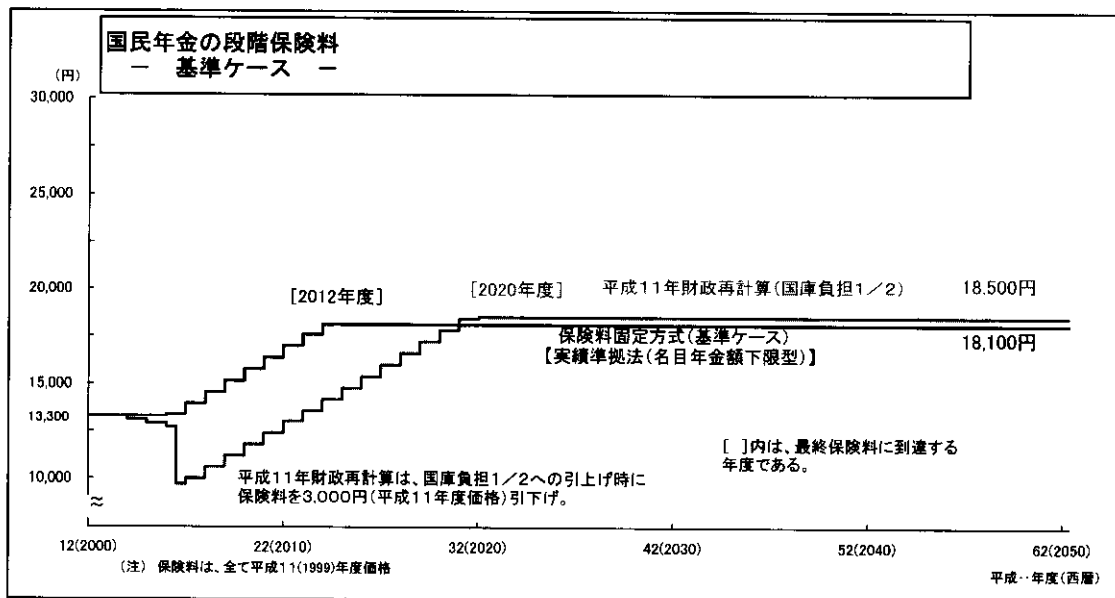
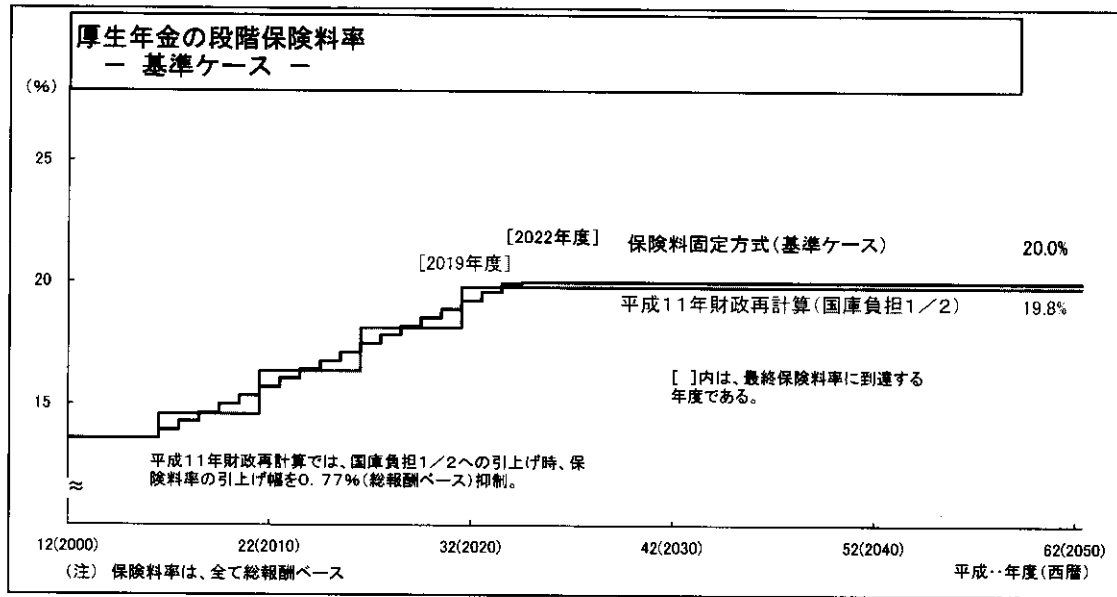
- 一人当たり賃金や物価が上昇局面にある場合に、新規裁定者、既裁定者それぞれについて、スライド調整を行うと前年度の名目年金額を下回るときは、年金改定率(スライド率)をゼロとすることとして試算している。これは、一人当たり賃金や物価が下落する場合を除き、名目年金額は下げないという考え方に立っている(名目年金額下限型)。



試算における一人当たり賃金(手取りベース)の伸びと総賃金(手取りベース)の伸びの差の見通し

	高位推計	中位推計	低位推計
～2025年度(平均)	-0.30%	-0.30%	-0.31%
2026～2050年度(平均)	-0.92%	-1.18%	-1.50%

(参考1) 保険料固定方式における基準ケースの保険料(率)の引上げ計画(基礎年金国庫負担割合1/2の場合)



※ 国庫負担割合を1/2に引き上げるためには、基礎年金全体で引上げ分として、平成16年度2.7兆円(平成11年度価格。その後所要財源は増加。)の税財源の確保が必要となる。

《試算結果(基準ケース)ーマクロ経済スライド(実績準拠法(名目年金額下限型))
・厚生年金の最終保険料率20%》

- マクロ経済スライドは、固定した最終的な保険料水準(基準ケースでは厚生年金の最終保険料率20%)による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまで適用され、この間、給付水準は時間をかけて緩やかに調整される。
- 実績準拠法では、2025年までは比較的小さな給付水準調整となるが(2025年時点の所得代替率は56%)、労働力人口等の減少が本格化する2025年頃から給付水準調整度合いが大きくなる。
- 基準ケースでは、マクロ経済スライドによる給付水準の調整が2032年まで行われ、その後は一人当たり賃金や物価の上昇を年金改定率(スライド率)としている現行の年金給付の改定方法に復帰する。
- その結果、給付水準は2032年にかけて緩やかに低下していくが、その後は水準が維持され、最終的な給付水準は、モデル年金の所得代替率(現在59%)でみて52%となる。
- このとき、国民年金の最終保険料(平成11年度価格)は、18,100円となる。